

秘密
厳守

相談・
専門家派遣
無料

事業主、
労務担当者様

ぜひ

専門家に ご相談ください!

(社会保険労務士等)

☑ 取組みはお済みですか？

- 残業60時間超の賃金引き上げ
全ての企業への義務化 (2023年4月)
- 育児・介護休業法改正 (2022年4月~)
- パワーハラスメント防止措置
全ての企業への義務化 (2022年4月)
- 同一労働同一賃金
- 時間外労働の上限規制
- 年5日の年次有給休暇の確実な取得



ご都合に合わせた
相談方法が選べる!

「埼玉働き方改革推進支援センター」とは、働き方改革関連法の内容にとどまらず、令和3年6月に改正された育児・介護休業法、男性の育児休業取得促進、仕事と育児や介護の両立支援、不妊治療と仕事との両立、職場におけるハラスメント防止措置、良質なテレワーク、多様な正社員制度、兼業・副業など多様な働き方の実現に向けた支援を行います。

相談方法

- ① 企業訪問
- ② 電話・メール
- ③ センター来所

オンラインでの
ご相談にも対応可能



埼玉働き方改革推進支援センター

TEL 0120-729-055

受付時間 平日9:00~17:00

住所 〒330-0843
さいたま市大宮区吉敷町1-103 大宮大鷹ビル101号

MAIL hk11@mb.langate.co.jp FAX 048-729-5783

URL <https://hatarakikatatakaikaku.mhlw.go.jp/>

相談・セミナー情報詳細は、
ホームページをご覧ください。

働き方改革 埼玉

検索



